

2007年7月1日より、コンテナ相積みをご依頼頂き、弊社が Shipper となる場合は1件につき JPY10,000 を輸出手続き料としてご請求申し上げます。

尚、下記コンディションをご理解頂き、相積み機の売主様へのご説明は お客様ご自身にてお願いいたします。

相積みをする際のコンディション

例：	Supplier A (or THI)	-	2 machines (SHIPPER)
	Supplier B	-	1 machine
	Supplier C	-	1 machine

相積み可能な Supplier 数は最大3社までとする。

Shipper（以下A社とする）が輸出に関する全ての費用をバイヤーへ請求し、通関・書類作成を一括して行う。

Shipper とならない相積み機の売主（以下B社 & C社とする）とバイヤーの契約はA社・港指定置き場渡しとし、A社指定乙仲まで機械を搬入する。

A社が作成する I/V & P/L にはB社・C社の機械内容も明記する。

ED 上の Shipper 名はA社のみとする。

B/L 上の Shipper はA社となり、B社の社名を Description 欄のB社・C社が販売した機械の下に“ON BEHALF OF B or C”と明記する。

出港後、B/Lの収集、客先への書類送付はA社にて一括で行う。

A社はB社へ1st B/LとEDのPhoto CopyをFaxする。